

有料老人ホームを廃止・休止するにあたって

枚方市 福祉指導監査課

有料老人ホームの廃止・休止については、新たな入居先等の確保、生活環境の変化など、利用者への影響が非常に大きいため、早い段階から福祉指導監査課との協議が必要です。まずは電話で日時をご予約のうえ、福祉指導監査課にお越しください。

■届出について

- ・ 廃止又は休止する 1 カ月前までに届出を行ってください。
- ・ 来庁のみの受付となります。

■提出書類

☐ 有料老人ホーム廃止（休止）届出書

※届出書に記載する「廃止又は休止の理由」及び「現に入居している者に対する措置」について

- ・ 届出書に書ききれないなどの場合、別紙としてその内容を添付してください。
- ・ 運営懇談会での説明及び意見聴取を行ってください。
- ・ 入居者や身元引受人の個々の意見を聞き、円滑な転居に向けた配慮をお願いします。
- ・ 保健医療サービスや福祉サービス提供者、その他関係機関との連携を図るなど適切な対応を行ってください。
- ・ 入居者への措置については、「全入居者〇名中、〇名は〇〇〇へ転居、〇名は〇〇〇へ入院」など措置の状況がわかるように記載してください。

■介護付有料老人ホームの留意事項

- ・ 介護付有料老人ホームを廃止・休止するにあたっては、必ず事前に整備計画担当課との協議が必要となります。
- ・ また、特定施設入居者生活介護事業所の廃止・休止の届出も必要ですので、福祉指導監査課のホームページを確認のうえ、有料老人ホームの廃止・休止の届出とあわせて持参してください。

【提出先・問合せ先】

枚方市役所（本館 3 階）

福祉指導監査課

電話：072-841-1468（直通）

FAX：072-841-1322